

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等  
について提出された意見に対する再意見提出者の一覧

(敬称略)

再意見提出者 (計 11 件)		
受付	再意見受付日	再意見提出者
1	令和元年 7 月 25 日	個人
2	令和元年 7 月 27 日	個人
3	令和元年 8 月 7 日	UQ コミュニケーションズ株式会社
4	令和元年 8 月 7 日	KDDI 株式会社
5	令和元年 8 月 7 日	ソフトバンク株式会社
6	令和元年 8 月 7 日	Wireless City Planning 株式会社
7	令和元年 8 月 7 日	個人
8	令和元年 7 月 26 日	個人
9	令和元年 7 月 28 日	個人
10	令和元年 7 月 28 日	個人
11	令和元年 7 月 29 日	個人

再意見書

令和元年8月7日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 108-0075

(ふりがな) とうきょうとみなとくこうなんにちょうめじゅうろくぼんい  
ちごう

住 所 東京都港区港南二丁目16  
番1号

(ふりがな)  
かぶしきがいしゃ  
氏 名 UQコミュニケーションズ  
株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう すが たかし  
代表取締役社長 菅 隆志

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（新旧対照表）に関する再意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

提出された意見の提出者と意見の該当箇所	再意見
<p><b>【ソフトバンク株式会社】</b></p> <p>第二種指定電気通信設備制度については、その歴史的経緯（当時の弊社（旧社名「ソフトバンクモバイル株式会社」）設備を当該制度に当て嵌めるとする意向）により、端末シェア 25%超から 10%超に指定の閾値が変更となりましたが、当時は主に音声接続を念頭に置いており、データ通信サービスにおいて「複数のネットワークを1端末で利用する」という利用方法は想定されていませんでした。</p> <p>この点に関連し、「モバイル市場の競争環境に関する研究会（以下、「モバイル研究会」）」においても、当該ケースにおいて「端末設備数のカウント方法について共通理解を得るようルールを明確にすべき」「過剰規制にならないように整理」すべき等の意見が構成員より出されている認識です。</p> <p>また、音声系サービスを念頭においた場合、各事業者が有する利用者との通信の確保のため、個々の事業者のネットワークとの（直接・間接問わず）接続が必須であるという点において、大手事業者が相対的にシェアの低い事業者に対し交渉優位性を有するという原理は理解できるものの、全国的にサービス展開するMNOの最低1社と接続等を行うことでサービス提供が成り立ち得るデータ通信サービス、中でもとりわけ「電波利用の連携機能」については、音声系サービスにおける「交渉優位性」の判断基準（閾値）をそのまま制度的に当て嵌めることが必ずしも実態に沿っているとは言い難い側面もあると考えます。更には、この点に関連し、5G時代においては、資本関係を有する事業者間に限らないネットワーク連携機能の提供等も想定され得るところ、現行の指定電気通信設備制度における接続制度や会計制度の適用等を義務付けることがビジネス形態と合致しなくなる可能性も十分に想定されます。</p> <p>加えて、今回の指定対象の1社であるWireless City Planning 株式会社のように小売り事業を原則行っていない事業体（他社に設備を貸し出すことによる対価が収益の中心をなす事業体）について、「接続会計」による算定の義務付けを行うことは、当該事業者の収益構造への影響も生じかねず、過剰規</p>	<p>ソフトバンク殿の意見に賛同します。</p> <p>周波数割当てや収益拡大のインセンティブの多寡を根拠として、単に「端末シェア 10%超」という閾値のみをもって、当該機能提供に際して「交渉上の優位性」を有するとの帰結を導き、自動的に「第二種指定電気通信設備制度」を適用する制度整理については、弊社も同じく、原則として反対いたします。</p> <p>今回の BWA 事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては、BWA に関する利用状況や競争環境を踏まえた従来の指定基準の妥当性等について一切の議論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決められた基準が適用されることとなっています。</p> <p>今般 BWA 事業者を第二種指定電気通信設備（を設置する）事業者として指定する際の指定基準超過は、携帯電話事業者のキャリアアグリゲーション端末において BWA 事業者の周波数を利用していることによるものと理解していますが、接続交渉上の優位性を測る観点からは、キャリアアグリゲーションにおける MVNO との交渉上の優位性は携帯電話事業者にのみ存在していることから、本来は、二種指定制度における特定移動端末設備数として、携帯電話事業者及び BWA 事業者を合わせて 2 カウントとするべきではないと考えます。</p> <p>総務省におかれましては、市場の実態を踏まえた適切な制度の運用をお願いいたします。</p>

<p>制となる懸念が極めて高いと考えます。</p> <p>以上のことから、周波数割当てや収益拡大のインセンティブの多寡を根拠として、単に「端末シェア 10%超」という閾値のみをもって、当該機能提供に際して「交渉上の優位性」を有するとの帰結を導き、自動的に「第二種指定電気通信設備制度」を適用する制度整理については原則として反対の立場です。</p>	
<p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p>仮に現行の第二種指定電気通信設備制度を前提として、MNO と全国 BWA 事業者の連携機能にかかる接続料設定を定める場合においては、ガイドラインにあるとおり、「必要性・重要性の低い区分」については接続料設定を免除いただくことが最低限の措置として必要であると考えます。</p> <p>なお、「必要性・重要性の低い区分」の判断にあたっては、モバイル研究会における議論を適切に踏まえていただき、仮にその判断基準の見直しを検討する場合には、研究会等の議論を経たうえで、改めて整理していただくことを要望します。</p>	<p>ソフトバンク殿の意見に賛同します。</p> <p>モバイル検討会にて「不要なアンバンドル（接続料の設定）を行う等、適用されるルールが過剰なものとならないようにする必要がある」と指摘されており、モバイル研究会においても当該指摘を踏まえ、携帯電話事業者による電波利用の連携についての検討が行われてきたことから、「必要性・重要性の低い区分」については接続料設定を免除いただくことが適切であると考えます。</p>

以上

再意見書

令和元年 8 月 7 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8460  
住所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんぽんにご 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号  
氏名 KDD I 株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう たかはし まこと  
代表取締役社長 高橋 誠  
電話番号

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（新旧対照表）に関する再意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

提出された意見の提出者と意見の該当箇所	再意見
<p><b>【一般法人テレコムサービス協会】</b></p> <p>特定移動端末設備のシェアが10%を超えている全国BWA事業者2社の設置する電気通信設備を指定し、第二種指定電気通信設備制度を適用することに賛同いたします。</p> <p>当協会MVNO委員会が公表した「MVNOの事業環境の整備に関する新政策提言」(2018年10月18日)のとおり、全国BWA事業者2社への第二種指定電気通信設備制度の適用により、当該事業者が設定する接続料の公平性、適正性、透明性が確保され、ひいてはモバイル市場における健全な競争環境の整備に資すると考えます。</p>	<p>今回のBWA事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては、指定基準の見直しについて一切の議論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決められた基準を適用されることとなりましたが、ソフトバンク殿の意見のとおり、既存のBWA事業者の事業形態を踏まえれば、周波数割り当てや収益拡大のインセンティブの多寡を根拠として、単に「端末シェア10%超」という閾値のみをもって指定することは適切ではないと考えます。</p> <p>今般BWA事業者の特定移動端末設備数が、第二種指定電気通信設備(を設置する)事業者として指定する際の指定基準を超過した背景は、当社が主体的に販売するキャリアアグリゲーション端末が、当社が卸取引を通じて利用するBWA事業者の周波数に対応しているためと認識しています。しかしながら、二種指定制度における接続交渉上の優位性の観点では、MVNOに対する当該優位性は当社のみが存在していることから、特定移動端末設備数としては当社設備としてのみカウントすべきであり、当社及びUQコミュニケーションズのそれぞれの設備として二重にカウントするべきではないと考えます。</p> <p>総務省においては、BWA事業者の事業形態や市場の実態も踏まえて、過度な規制を課すことのないよう運用をお願いします。</p>
<p><b>【ソフトバンク株式会社】</b></p> <p>第二種指定電気通信設備制度については、その歴史的経緯(当時の弊社(旧社名「ソフトバンクモバイル株式会社」)設備を当該制度に当て嵌めるという意向)により、端末シェア25%超から10%超に指定の閾値が変更となりましたが、当時は主に音声接続を念頭に置いており、データ通信サービスにおいて「複数のネットワークを1端末で利用する」という利用方法は想定されていませんでした。</p> <p>この点に関連し、「モバイル市場の競争環境に関する研究会(以下、「モバイル研究会」)」においても、当該ケースにおいて「端末設備数のカウント方法について共通理解を得るようルールを明確にすべき」「過剰規制にならないように整理」すべき等の意見が構成員より出されている認識です。</p> <p>また、音声系サービスを念頭においた場合、各事業者が有する利用者との通信の確保のため、個々の事業者のネットワークとの(直接・間接問わず)接続が必須であるという点において、大手事業者が相対的にシェア</p>	

の低い事業者に対し交渉優位性を有するという原理は理解できるものの、全国的にサービス展開するMNOの最低1社と接続等を行うことでサービス提供が成り立ち得るデータ通信サービス、中でもとりわけ「電波利用の連携機能」については、音声系サービスにおける「交渉優位性」の判断基準（閾値）をそのまま制度的に当て嵌めることが必ずしも実態に沿っているとは言い難い側面もあると考えます。更には、この点に関連し、5G時代においては、資本関係を有する事業者間に限らないネットワーク連携機能の提供等も想定され得るところ、現行の指定電気通信設備制度における接続制度や会計制度の適用等を義務付けることがビジネス形態と合致しなくなる可能性も十分に想定されます。

加えて、今回の指定対象の1社であるWireless City Planning 株式会社のように小売事業を原則行っていない事業者（他社に設備を貸し出すことによる対価が収益の中心をなす事業者）について、「接続会計」による算定の義務付けを行うことは、当該事業者の収益構造への影響も生じかねず、過剰規制となる懸念が極めて高いと考えます。

以上のことから、周波数割当てや収益拡大のインセンティブの多寡を根拠として、単に「端末シェア10%超」という閾値のみをもって、当該機能提供に際して「交渉上の優位性」を有するとの帰結を導き、自動的に「第二種指定電気通信設備制度」を適用する制度整理については原則として反対の立場です。

**【ソフトバンク株式会社】**

現行の電気通信事業法（以下、「事業法」）第34条（第二種指定電気通信設備との接続）においては、「同一の電気通信事業者が設置するもの」を第二種指定電気通信設備として指定できるとされており、当該規定のみで、複数の事業者間の連携機能の取り扱い

電気通信事業法第34条1項においては、

「その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて（中略）同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるも

いについても包含されると解することは法の拡大解釈にあたる懸念が高いと考えます。

MNO と全国 BWA 事業者の連携機能に関する第二種指定電気通信設備制度の当て嵌めについての弊社共の考えは前述の通りですが、仮に間接接続事業者の接続箇所を標準的接続箇所として定める場合、及び MNO と全国 BWA 事業者に対して一体的な接続料設定を義務付ける場合においては、施行規則や接続料規則による手当のみでは不十分であり、事業法の改正を伴う措置を講じることが適切であるとの認識です。

の及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。」

とあり、

第二種指定電気通信設備は同一の電気通信事業者が設置するものの総体として定義されており事業法第 34 条 2 項において、

「前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第二種指定電気通信設備」という。）を設置する電気通信事業者は、（中略）接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。」

とあり、「同一の電気通信事業者が設置する二種指定設備」に対する接続条件を当該二種指定事業者が「接続約款を届け出る義務」を規定し、省令は、その範囲において補足されているとの認識です。

今回の省令改正案は、「複数事業者による接続料設定」において、「二以上の事業者が設置する設備による法定機能に係る接続料を設定しなければならない」と義務的に規定されておりますが、「二以上の事業者が設置する設備による法定機能」を定めることは、電気通信事業法 34 条の規定範囲を逸脱している可能性があります。

したがって、省令においては「二以上の事業者が設置する設備による法定機能に係る接続料を設定することができる」とすることが適当と考えます。

**【ソフトバンク株式会社】**

仮に現行の第二種指定電気通信設備制度を前提として、MNO と全国 BWA 事業者の連携機能にかかる接続料設定を定める場合においては、ガイドラインにあるとおり、「必要性・

左記、ソフトバンク殿の意見に賛同します。

重要性の低い区分」については接続料設定を免除いただくことが最低限の措置として必要であると考えます。

なお、「必要性・重要性の低い区分」の判断にあたっては、モバイル研究会における議論を適切に踏まえていただき、仮にその判断基準の見直しを検討する場合には、研究会等の議論を経たうえで、改めて整理していただくことを要望します。

再意見書

令和元年 8 月 7 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンク株式会社  
だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん しーいおー  
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO  
みやうち けん  
宮内 謙

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな)  
氏名 Wireless City Planning 株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちよう けん しーいおー  
代表取締役社長 兼 CEO  
みやうち けん  
宮内 謙

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（新旧対照表）に関する再意見募集」に  
関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（新旧対照表）に対する再意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の再意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

提出された意見の提出者と意見の該当箇所	再意見
<p>公正取引委員会事務総局殿</p> <p>本規定整備は、現在、全国 BWA 事業者が関連会社である携帯電話事業者と一体で「電波利用の連携」を行うなどによりデータ伝送役務の提供を行っている実態を前提としたものと考えられるが、今後、競争関係にある電気通信事業者同士により「二以上の事業者が法定機能の全部又は一部をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合」が生じることとなった場合には、独占禁止法上の問題が生じることのないよう、接続料の算定に係る規定を見直すべきである。</p>	<p>公正取引委員会事務総局殿からは、「競争事業者同士が共同して算定する場合、独禁法上問題があるため今の規制は見直しが必要」、UQ コミュニケーションズ株式会社殿及び KDDI 株式会社殿からは、「今回の BWA 事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては十分に議論が尽くされていない」などの意見が提出されています。</p> <p>関連して、弊社共も同様に前回意見にて、「5G 時代においては、資本関係を有する事業者間に限らないネットワーク連携機能の提供等も想定され得るところ、現行の指定電気通信設備制度における接続制度や会計制度の適用等を義務付けることがビジネス形態と合致しなくなる可能性も十分に想定」、「将来的にも発生し得るネットワーク連携機能に対する指定電気通信設備制度等の当て嵌めについては継続的な検討が必要」と意見させて頂き、十分な議論がなされないまま拙速に制度化されたことに対する懸念を示しています。</p>
<p>UQ コミュニケーションズ株式会社殿</p> <p>これまで、第二種指定電気通信設備制度を新たな事業者に適用する際には、事業者間の接続交渉上の優位性の有無について検証するとともに、指定基準となる特定移動端末設備のシェアの閾値についても併せて検討されてきたと認識しています。</p> <p>今回の BWA 事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては、BWA に関する利用状況や競争環境を踏まえた従来の指定基準の妥当性等について一切の議論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決められた基準が適用されることとなっています。</p>	<p>現行の電気通信事業法における第二種指定電気通信設備制度は、本来、単一事業者を前提として設計された制度であることから、上記各社・組織の意見にあるとおり、短絡的に複数事業者による連携機能に関する取り扱いを現行制度に当て嵌めることは将来的にも制度上</p>

提出された意見の提出者と意見の該当箇所	再意見
<p>KDDI 株式会社殿</p> <p>これまで、新たな事業者を第二種指定電気通信設備（を設置する）事業者として指定する際は、事業者間の接続交渉の優位性の有無について検証するとともに、指定基準となる特定移動端末設備のシェアの閾値についても併せて検討されてきたと認識しています。</p> <p>今回の BWA 事業者に対する第二種指定電気通信設備の指定の検討にあたっては、指定基準の見直しについて一切の議論がなされないまま、従来の電話サービスを念頭に決められた基準を適用することとなっています。</p>	<p>の不整合が生じる懸念が高いことから、制度整理にあたり時間をかけて丁寧な議論がなされるべきと考えます。</p> <p>従って、前回意見書の繰り返しとなりますが、MNO と全国 BWA 事業者におけるネットワーク連携機能を MVNO に対し早期に提供すべきということであれば、省令等により特例的な規定を行うのではなく、MNO の卸業務に対する規律の導入等で措置することが適切と考えます。</p>

以上

電子政府の総合窓口「e-Gov」を經由して「案件番号 145209366」に提出された意見一覧

受付	再意見提出者	御意見
1	個人	<p>「MNO（移動体通信事業者）」における SIM カードのロック解除を導入すれば、「通話代、データ通信代、端末代」等を区別が出来る事で、「MVNO（仮想移動体通信事業者）」の参入が出来る構造には、私し個人は賛成です。</p>
2	個人	<p>IMEI 制限はソフトバンク株式会社だけでなく NTT ドコモ株式会社 株式会社 KDDI のいわゆる 3 大キャリアすべてにおいて行われている。 この IMEI 制限によりたとえ一括販売で端末を購入したとしても、 キャリア販売の指定端末でなくては、キャリア通信ができない仕様となっているため、 高額な解約金よりも端末価格の方がより高い為にモバイルナンバーポータビリティによる回線事業者乗り換えの大きな障害となっている。 キャリアそのままでも使うことも不可能ではないが、 その為にはキャリアショップに行き、SIM 交換の名目で高額な手数料を請求されるうえに キャリアショップに当該 SIM 在庫がなく、入荷には 1 カ月以上かかるなどの不当な扱いが存在し、仮に変更したとしても変更した SIM にも IMEI 制限があり、 違う機種にするにはまた同じ手続きが必要と不当な状況が何年も続いている。 また、この際において旧料金プランで変更することができないことも問題である。 海外では IMEI 制限はあまりなく、あったとしてもここまで不当ではない。 一刻も早く、この悪質な慣習である 3 大キャリアの IMEI 制限を無くしていただきたいものである。</p>
7	個人	<p>●意見 賛成である。</p> <p>●理由 以下の評価結果を鑑み、全国 BWA 事業者 2 社への第二種指定電気通信設備制度の適用は適当であると考えます。</p> <p>【平成 30 年度携帯電話及び全国 BWA に係る電波の利用状況調査の評価結果（平成 30 年 10 月総務省）】</p>

		<p>図表 1-4 移動通信システム用周波数の割当て状況（※地域 BWA（TDD 用：20MHz）あり）  UQ 2.5GHz 帯 TDD 50MHz（全国 BWA）  WCP 2.5GHz 帯 TDD 30MHz（全国 BWA）  合計 80MHz</p> <p>図表 1-8 免許人毎及び周波数帯毎の基地局数の調査結果（※各周波数帯を利用している基地局数（フェムトセル及び屋内基地局を除く。））  UQ 2.5GHz 帯 63,500（全国 BWA）  WCP 2.5GHz 帯 63,000（全国 BWA）  合計 126,500</p> <p>図表 2-19 データトラヒックの調査結果の概要及び評価結果  KDDI グループ及びソフトバンクグループについては、総トラヒックに占める全国 BWA の割合が半数を超えている状況が確認できる。</p> <p>図表 2-20 MVNO に対するサービス提供の調査結果の概要及び評価結果  全国 BWA 事業者については、グループ内の回線提供が大半を占めており、必ずしも多様かつ多数の MVNO が回線を利用している状況にあるとはいえない。</p>
8	個人	
9	個人	日本放送協会に関する意見（本改正案に対する意見ではないと思われるため省略します。）
10	個人	
11	個人	